

新しい被保険者証は薄緑色！

後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際に「ご提示ください」。(現在お使いの被保険者証は、8月以降お使いになれませんので、各自において廃棄をお願いします。)

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、平成28年8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。(前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付されます。)

※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

保険料の算定

保険料は、被保険者それぞれの前年中の所得に基づき毎年7月に算定され、7月中旬にお知らせします。

年度途中に資格を取得された方(75歳の誕生日を迎えた

方や転入された方等)へは、資格取得の翌月に通知します。平成28・29年度保険料率は、据え置くことが決定され、図1のとおりとなります。

保険料の軽減措置

■均等割軽減
(均等割額40,490円)
軽減判定のための対象総所得金額等が該当する世帯の被

図1

平成28年度の保険料率

●所得割率 7.86% ●均等割額 40,490円

$$\text{保険料額} = 40,490 \text{円} + (\text{所得} - 33 \text{万}) \times 7.86\%$$

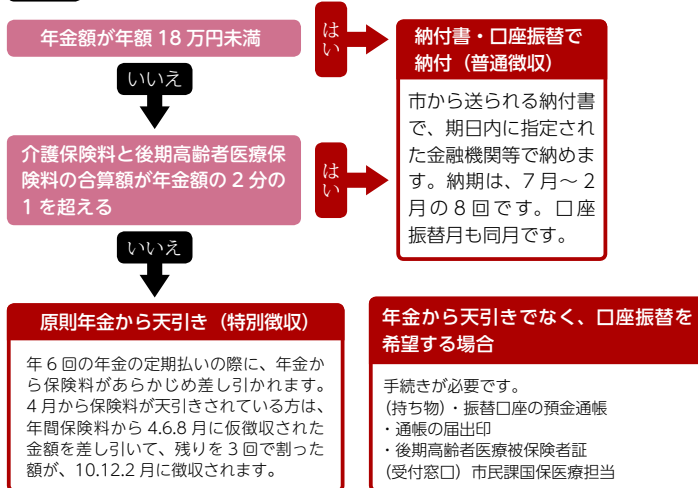
(均等割額) (所得割額)

※保険料の賦課限度額は57万円です

図2

	均等割が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額(33万円)以下の世帯	8.5割
	基礎控除額(33万円) + {26.5万円 × 被保険者数} 以下の世帯	5割
	基礎控除額(33万円) + {48万円 × 被保険者数} 以下の世帯	2割

図3



保険者は、均等割額が図2のとおり軽減されます。

■所得割軽減

所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。

保険料の納付方法

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。(図3参照)
※口座引き落としをご希望の方はお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

・市民課国保医療担当
(内線127-129;137)
・収納課収納担当
(内線163;164;165)
・山梨県後期高齢者医療広域連合
055-123615671

医療費の節約ポイント！

日頃のお医者さんのかかり方などを見直すことにより、支払う医療費が節約できます。

■かかりつけ医を持つ

紹介状を持たずに大病院を受診すると、特別料金が加算される場合があります。まずは地域の開業医など、すぐ受診できる、かかりつけ医を持つようにしましょう。

■休日・夜間の受診は控える

休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのものです。医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

■重複受診はやめる

同じ疾患で、複数の医療機関にかかる重複受診はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく、検査や薬が重複することで、かえって体に悪影響を与えてしまいます。

■ジェネリック医薬品を活用

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果があるほか、価格が安く設定されています。医師や薬剤師と相談して、利用が可能であれば積極的に活用してみましょう。